

## 意見・提案シート

◆本審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会で資料として配付します。

・令和6年4月17日(水)開催の第37期小金井市公民館運営審議会第5回審議会の次第5協議事項(1)公民館の減免基準(案)(資料6)について、有料化についての意見と要望を別紙(一枚)にて提出させて頂きます。

・資料6「参考」小金井市公共施設の減免基準についての見方は、公共施設において指定管理者導入施設の減免基準、利用料金は、市条例で定める範囲内で市の承認を受けた上で、施設を管理する指定管理者が設定しているのではありません。公民館の使用料設定の際の基準というよりは、参考値でありましょう。

提出日 令和6年4月17日

氏名 大久保 智絵

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：諏訪

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

## 第37期公民館運営審議会及び事務局御中

日頃よりお世話になっております。ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 協議事項公民館施設の有料化についての意見と要望

以下はご協議されていらっしゃると思いますが、ご協議の深化と共に、文言などを整理されて、市民、利用者に周知、ご理解を頂けますよう、ご提言へ明記、利用者説明会で説明、その後、市ホームページ>公民館のページへ明記を行われますことをお願いするものです。

#### 記

#### (1)公民館の利用について

市は、公民館を社会教育法に基づく社会教育のための公共施設として設置しており、社会教育目的で利用する団体、集会目的で利用する団体が利用者となります。

#### (2)公民館の使用料設定にあたって

① 令和〇年(20〇〇年)〇月〇日より、「〇〇」条例で定めた一定の使用料を徴収します。

これは地方自治法第225条(\*1)を根拠に、「小金井市行財政改革2025」「小金井市受益者負担基準」により、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考え、利用する人に応分の負担をしていただくという「受益者負担の原則」に基づくものです。

#### (\*1)地方自治法第225条

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### (3)使用料設定の算定ルール

#### (4)使用料の単位(案)

消費税率の改定を使用料の金額に正確に反映させるため、10円単位とします。

#### (4)減免制度の適用条件(案)

㊦使用料の2分の1を減額：小金井市教育委員会に登録した「社会教育関係団体」、障がい者が過半数である団体(〇〇課の登録証が必要)、高校生以下の児童・生徒・幼児が過半数である団体

①使用料を免除：小金井市主催事業、小金井市立小中学校に在学する児童・生徒で構成する社会教育関係団体(学校関係団体)

#### (6)各館の使用料一覧表(令和〇年(20〇〇年)〇月〇日以降)

各館>各諸室>各時間区分>使用料(円)

(注)備品の使用料は無し

#### (7)使用料の設定の見直し周期

以上